

岩手県知事部局行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県知事部局行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員のサービスの宣誓に関する規程の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する規程(昭和26年岩手県訓令乙第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(上級の公務員) 第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。 (1) 本庁勤務職員(秘書広報室長、部長、局長、副部長、副局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。) [略] (2) [略] 2 [略]	(上級の公務員) 第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。 (1) 本庁勤務職員(秘書広報室長、部長、局長、 <u>副室長</u> 、副部長、副局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。) [略] (2) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(庁議運営規程の一部改正)

第2条 庁議運営規程(昭和38年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庁議に出席する職員等) 第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。 (1)～(5) [略] (6) <u>総務部予算調製課総括課長</u> (7) [略] 2 [略]	(庁議に出席する職員等) 第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。 (1)～(5) [略] (6) <u>総務部財政課総括課長</u> (7) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員賠償責任等審査委員会規程の一部改正)

第3条 職員賠償責任等審査委員会規程(昭和44年岩手県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理課長、人事課給与人事担当課長、 <u>予算</u>	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理課長、人事課給与人事担当課長、 <u>財政</u>

調製課予算担当課長、管財課管理担当課長及び出納局指導審査課長をもって充てる。	課予算担当課長、管財課管理担当課長及び出納局指導審査課長をもって充てる。
--	--------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(物品調達審議委員会規程の一部改正)

第4条 物品調達審議委員会規程(昭和47年岩手県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては<u>予算調製課総括課長</u>、管財課総括課長、出納局指導審査課長及び出納局出納担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。)の職員で、広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センターの課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長(県南広域振興局にあっては、総務部長)又は経営企画部地域振興センター所長(以下「広域振興局経営企画部長等」という。)が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては<u>財政課総括課長</u>、管財課総括課長、出納局指導審査課長及び出納局出納担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。)の職員で、広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センターの課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長(県南広域振興局にあっては、総務部長)又は経営企画部地域振興センター所長(以下「広域振興局経営企画部長等」という。)が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第5条 職員の職務発明等に関する規程(昭和53年岩手県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、農林水産企画室企画課長(品種の育成に関することに限る。)、人事課給与人事担当課長、<u>予算調製課予算担当課長</u>、管財課管理担当課長及び所属長(前条第1号に関することを除く。)をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、農林水産企画室企画課長(品種の育成に関することに限る。)、人事課給与人事担当課長、<u>財政課予算担当課長</u>、管財課管理担当課長及び所属長(前条第1号に関することを除く。)をもって充てる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。